

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人神奈川県作業療法士会(以下、本会という。)が特例として認める本会正会員(以下、正会員という。)の休会及び復会について必要な事項を定めることを目的とする。

(休会理由)

第 2 条 本会は、正会員が次の各号の理由により休会することを特例として認める。

- (1) 出産、育児及び介護。
- (2) 長期の病気療養。
- (3) その他、本会理事会において承認された理由。

(休会期間)

第 3 条 休会期間は、1 年度単位とし、本会理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2 最大休会期間は通算で 5 年度までとするが、1 回当たりの休会期間は任意とする。

(休会条件)

第 4 条 正会員が休会を希望する場合には、次の各号の条件をすべて満たし、かつ本会理事会において承認を得なければならない。

- (1) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。
- (2) 過去の休会期間の通算が 5 年度を超えていないこと。

(届け出)

第 5 条 休会を希望する正会員は、原則として、休会しようとする年度の前年度 12 月 31 日までに別に定める様式にて本会代表理事(以下、会長という。)宛届け出を行うものとする。ただし、正当な理由があり、理事会が承認した場合はこの限りではない。

2 届け出の際には、休会理由の根拠となる第三者発行の証明書を添付しなければならない。ただし、その様式は任意とする。

3 前項の証明書の添付がない場合には、当該正会員の休会は承認されない。

(義務の免除)

第 6 条 休会を希望して理事会の承認を受けた正会員は、当該休会期間、本会に対する会費納入の義務が免除される。

(権利等の停止)

第 7 条 休会を希望して理事会の承認を受けた正会員は、次の各号に掲げる正会員としての権利が停止される。

- (1) 本会役員への立候補。
- (2) 本会代議員への立候補。
- (3) 本会が発行する刊行物の送付。
- (4) 本会主催の研修会等への参加。
- (5) 生涯教育ポイントの発行及び現職者研修受講印の押印。
- (6) 選挙を伴わない本会役員への就任

(休会期間の取扱い)

第 8 条 休会期間は、正会員としての在籍期間には算入しない。

(休会期間の延長)

第9条 休会中の正会員が、引き続き休会を希望する場合には原則として、当該休会期間内の12月31日までに本規程第5条の規定にしたがって、本会会長宛に届け出るものとする。ただし、正当な理由があり、理事会が承認した場合はこの限りではない。

(復会)

第10条 休会中の正会員が、理事会より承認を受けた休会期間を満了する際は、前条の規定によるかもしくは本会定款第12条の規定による場合を除いて、自動的に復会するものとする。

2 休会中の正会員が、理事会より承認を受けた休会期間を満了する以前に復会を希望する場合には、別に定める様式にしたがって復会の届け出を本会会長宛に行うものとする。

(本規程の変更及び廃止)

第11条 本規程の変更または廃止は、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(定款及び法令への準拠)

第12条 本規程に規定のない事項については、本会定款及び一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(平成18年法律第48号)、その他の法令による。

付則

- 1 本規程は、平成26年5月17日から施行する。
- 2 本規程は、令和2年5月31日に一部改訂する。